

島根県障害者社会参加推進センター設置要綱

(目 的)

第1条 障害の有無に関わらず誰もが家庭や地域で明るく暮らすことができる社会づくりに向けて、関係団体・機関の協力の下に、障害者の多種多様な需要の把握から対応までを一体化し、障害者自らによる諸種の社会参加推進施策の体系的、効果・効率的な推進を図り、障害者の地域における自立生活と社会生活を推進することを目的とする。

(設 置)

第2条 前条の目的を達成するため、島根県障害者社会参加推進センター（以下「社会参加推進センター」という。）を設置する。

(事 業)

第3条 社会参加推進センターは、次の事業を行う。

1. 相談・啓発・普及・生活環境改善等の社会参加推進事業の実施
2. 社会参加推進事業に必要な情報の収集及び提供
3. 社会参加推進事業に係る調査研究
4. 関係団体指導者・社会参加推進事業に携わる者等の指導、研修
5. その他社会参加推進のために必要な事業

(構 成)

第4条 社会参加推進センターは、次に掲げる者で構成する。

1. 障害者関係団体
2. 民間福祉団体等
3. 行政機関

(役 員)

第5条 社会参加推進センターには、次の役員を置く。

1. センター長 1名
2. 副センター長 2名
3. 監事 2名

2 センター長、副センター長、監事は構成員のうちから選任する。

3 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠のため選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(任 務)

第6条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. センター長は、社会参加推進センターを代表し、会務を総理する。
2. 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故ある時は、
そ
の職務を代理する。
3. 監事は、社会参加推進センターの業務執行の状況を監査する。

(議決機関)

第7条 社会参加推進センターの議決機関として、島根県障害者社会参加推進協議会（以下「推進協議会」という。）を置く。推進協議会は、毎年1回以上センター長が招集し、社会参加推進センターの基本的な事項を審議決定する。

- 2 推進協議会には、各障害種別固有の需要に対応するため、身体障害部会、知的障害部会及び精神障害部会を設けることができる。

(事務局)

第8条 社会参加推進センターの事務局は、島根県身体障害者団体連合会に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、社会参加推進センターの運営に関し必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。